「定款認証の負担軽減のためのデジタル活用に向けた実務検討会」中間案に対する意見

（公社）全国消費生活相談員協会
理事長　増田悦子

はじめに

公益社団法人全国消費生活相談員協会は、全国の消費生活センター等で消費生活相談を担う消費生活相談員を主な構成員とする公益社団法人です。①週末電話相談・電話相談 110 番の実施、②適格消費者団体として、事業者の不当勧誘、不当表示、不当条項等にする差止請求、③消費生活相談員のレベルアップのための各種研修等の実施、④消費者への啓発活動の実施、⑤各省庁等への要望や提言、パブリックコメントへの意見表明等の活動を行い、消費者の安全安心な暮らしを守ることを目指しています。このような活動を踏まえて、以下のとおり意見を述べます。

多くの消費者は｛株式会社｝への信頼が高いことから、消費者の視点からは、「スタートアップ（起業）支援・企業活動の活性化」と「消費者被害・会社に対する信用低下の防止」の両方のバランスがとれた方向を目指すべきと考えます。法人格を悪用した詐欺事案は多く、巧妙なダミー会社なども増加傾向にあり、特に高齢者や若者は「株式会社ブランド」を用いた勧誘・説明を信用しやすい傾向にあるのが実態です。

〇　モデル定款の導入について

・　モデル定款の導入自体は、起業を促進するものとして賛成します。

・　他方で、あまりに簡単・迅速に会社が作れるようになると、実態や責任を伴わない会社が次々と現れ、これらの会社と取引する消費者が被害者となり、安心・安全な消費者取引の環境が保てなくなることを大変懸念しています。

・　モデル定款を利用した場合でも、重要な事項については自由記載とし、定款の内容がおかしなもの、不自然なものになっていないか、公証人が適法性を担保する審査を行うことは不可欠です。

・　モデル定款を導入するのであれば、その作成システムの中で、会社法や役員の責任などについて、利用者（起業家）向けの十分な説明や注意・警告を盛り込むことが不可欠です。

〇　面前確認手続について

・　不当な目的での会社設立を防止するため、専門家である公証人の「人によるチェック」で防波堤とする仕組みが必要です。

・　違法・不当な目的による設立や、実態のない・活動予定のない設立（ダミー）でないかのリスクを、公証人が直接判断することは不可欠であり、現状の対面審査は有効です。

・　仮に新たな仕組みを導入するとしても、「現行制度の対面確認と同様の機能が果たせること」が重要です。【観点①】のデータベース化は十分な分量を蓄積する、【観点②】の質問も、具体的・十分な分量のものを練り上げる必要があります。

・　代理人による面前確認は制限すべきであり、発起人本人による面前確認を基本とすべきです。

〇　おわりに

・　会社とは「公器（こうき)」であり、株式会社を「立ち上げる責任」「営む責任」をしっかり認識し、社会的責任を果たしていただきたいと思います。